

# 経過措置の在り方について

平成28年 11月 28日

地域間連系線の利用ルール等に関する検討会事務局

電力広域的運営推進機関  
日本卸電力取引所

(空白)

連系線利用ルールの見直しに伴う経過措置期間の基本的考え方について。

## 1. 経過措置を何年付与することとしても、電力システム全体の経済効率性は全く変わらない。

- (1)「中間とりまとめ」の整理のとおり、値差が発生しない場合であっても、値差が発生する場合であっても、発電事業者による経済合理的な行動は全く等しい。すなわち、発電事業者は、自社電源の限界費用が電源エリアの市場価格より安ければ、その電源を稼働させ、高ければ稼働させないという行動をとるのみである。
- (2)このため、仮に経過措置がない場合であっても、経過措置が付与された場合であっても、既存の発電事業者は、自社電源の限界費用で市場投入を行うことが最も経済合理的であるという事実が変わりがない。
- (3)このため、事業者が経済合理的な行動をとることを前提とすれば、経過措置期間の議論は、0年としても、電源が存続する限り付与することとしても、電力システム全体の経済効率性は変わらないと考えられる。
- (4)したがって、経過措置期間について検討するに当たっては、仕組上発生する一定の余剰を、どのように利用者に分配すべきかという議論へと帰着する。

## 2. 公正性・公平性の観点からは、短い経過措置期間が望ましいと考えられる。

- (1) 新規事業者からは、経過措置期間は短くてよいという意見が大勢であった。
- (2) 公正性・公平性の観点からは、経過措置期間はできるだけ短くし、既存事業者と新規事業者をイコールフティングで扱うべき、という議論となる。

## 3. 一方、投資回収期間が長いという特徴を持つ発電所に対し、連系線利用ルールの見直しを行った後も、引き続き、適切に発電所への投資が行われるような環境整備の観点からは、一定の経過措置が必要。

- (1) 一方、多くの既存事業者からは、発電所投資への影響に配慮を求める声が聞かれた。
- (2) 具体的には、以下のような声があった。
  - ・投資の意思決定を行った時点では、ルールの見直しは考慮に入れず、期待収益を見積もっていた。
  - ・既に投資回収は済んでいる発電所についても、そこから得られる収益を積み上げることによって、リプレースのための原資を得ている。このため、経過措置なしにルールが見直されれば、想定外の値差支出が発生することにより、リプレースに支障をきたす。
- (3) 発電所の投資回収期間は、一般的に、十数年～数十年という長期にわたる。こうした中、十分な経過措置なしにルールの見直しを行えば、事業者に対し、今後も投資回収に影響を及ぼすルールの見直しが経過措置なしに行われるだろうという予見性を与え、ひいては今後の発電所への投資意欲を減退させるおそれがある。
- (4) このような観点からは、ルールの見直しが必要となる場合であっても、事業者が、投資回収期間の発電所に対して、今後も事業者が安心して投資を行える環境を整備する観点からは、一定のルールの安定性が必要。
- (5) このため、連系線利用ルールの見直しを行った後も、引き続き、電気の需要に応じて、適切に発電所への投資が行われるような環境整備の観点から、一定の経過措置が必要。

## 4. 今般の経過措置も、容量メカニズムも、投資環境整備という意味において、同じ効果を有する。

- (1) 上記3. のとおり、今般の経過措置は、究極的には、投資環境整備のためのものであると考えられる。
- (2) 容量メカニズムも同様に、電源投資の回収予見性を高める施策という位置付けで議論が進められているため、制度の創設趣旨は異なるものの、投資環境整備という観点からは、結果としては、いずれも同じ効果を生み出す仕組みとなると考えられる。
- (3) このため、電源投資に大きな影響を与える制度変更等(容量メカニズムの導入等)があった場合には、経過措置の在り方について、その必要性を含めた見直しを行うことが必要。

御指摘1. 経過措置によって保護されるべきは需要家であり、需要家が混雑料金を支払うことは合理的でないため、経過措置が必要ではないか。（⇔このような議論は、全く理解できないのではないか。）

御指摘2. 間接オークションが導入され、経過措置も終了した後には、既存の小売事業者にとって、従来発生しなかった費用（値差に相当する費用又はこれをヘッジするための間接的送電権等の購入費用）が追加的に発生する。そして、小売事業者としては、この費用は電気料金に転嫁することになる。

このため、スポット市場の管理者及び間接的送電権の発行者が獲得するこれらの資金（値差収益及び間接的送電権等の売却益）は、適切に需要家に還元されることが必要ではないか。

御指摘3. 原則として、小売事業者に経過措置を付すすると、小売事業者は、経過措置をもらいつつ、発電事業者との相対契約を打ち切るという行動ができてしまうため、両者の間の協議に悪影響が及びかねないのではないか。

御指摘4. 経過措置が不要という議論もあるが、システムの開発に3年はかかるのであろうから、3年もあれば十分という意見を、「経過措置が不要」と表現することは勘弁してほしい。

御指摘5. ESCJが発足する前からの既得権益は、早急に見直すべきではないか。

御指摘6. 連系線利用ルール of 経過措置と、容量メカニズムは、無関係ではないか。

御指摘7. 経過措置の期間について

- (1) システムの開発に3年はかかるのであろうから、3年もあれば十分。
- (2) 10年などという経過措置が認められるのであれば、逆に容量メカニズムが出てきたら、投資を行った時点では想定していなかった利益を得た場合には、返還すべきという議論を行うべきではないか。
- (3) 10年という議論はあり得るのではないか。
- (4) いつから起算して10年かという議論もあるのではないか。

**御指摘1．経過措置によって保護されるべきは需要家であり、需要家が混雑料金を支払うことは合理的でないため、経過措置が必要ではないか。**  
(⇔このような議論は、全く理解できないのではないか。)

### 1. 需要家は、小売事業者の選択ができるため、特定の小売事業者に対する措置は不要と考えられる。

- (1) 本年4月から、全ての需要家が、小売事業者を選択することが可能となったため、小売事業者の料金やサービスに不満がある場合は、他の小売事業者を選択することができる。
- (2) このため、需要家保護の観点から、特定の小売事業者に対してのみ、特別な措置が必要とは考えられない。

### 2. 「経過措置は、お客様についている」との御意見もあったが、現実的な運用は困難。

- (1) なお、「経過措置は、お客様についており、需要家が他の小売事業者を選択する場合は、経過措置とともに移行する。」との御意見もあった。
- (2) しかしながら、需要家が他の小売事業者を選択する場合、相応の経過措置を当該他の小売事業者に切り替えるという非常に煩雑な処理が発生するため、現実的ではない。

### 3. そもそも、現在の送配電等設備は、全ての需要家による負担の上に成り立っている。

- (1) 我が国の送配電等設備は、
  - ・需要家が旧一般電気事業者たる小売事業者に対して支払う電気料金の一部、
  - ・及び、需要家が新電力等の小売事業者に支払う電気料金を原資として、当該新電力等の小売事業者が一般送配電事業者に対して支払う託送料金、を原資として、建設、維持、運用がなされてきた。
- (2) このため、間接オークション導入以前に、小売事業者の切り替えを行った事業者に対しても措置が必要と考えられることから、結局、先着優先ルールの下での連系線の利用の有無にかかわらず、全ての小売事業者に対して、経過措置が必要ということになる。
- (3) したがって、やはり、特定の小売事業者に対する措置は不要と考えられる。



**御指摘2.** 間接オークションが導入され、経過措置も終了した後には、既存の小売事業者にとって、従来発生しなかった費用(値差に相当する費用又はこれをヘッジするための間接的送電権等の購入費用)が追加的に発生する。そして、小売事業者としては、この費用は電気料金に転嫁することになる。

このため、スポット市場の管理者及び間接的送電権の発行者が獲得するこれらの資金(値差収益及び間接的送電権等の売却益)は、適切に需要家に還元されることが必要ではないか。

**1. 値差による収益は既に発生しており、その用途は、JEPXの業務規程により、経済産業省の事前了承の下、電気事業制度の今後の制度設計の方針に従い利用することを原則とする旨、定められている。**

- (1) 先述のとおり、現行ルールでは、連系線利用登録を行っていない小売事業者のみが、この費用を電気料金に転嫁せざるを得ない状況である。
- (2) このため、JEPXには、現に、こうした需要家が負担した値差収益が積みあがっている状況。
- (3) そこで、本年4月、卸電力取引市場が指定法人化されるに当たり、JEPXの業務規程が見直され、「市場間値差積立金」の項目に計上するものとされ、かつ、これを利用する場合には、電気事業を所管する経済産業省の事前了承を得ることが必要とされた。
- (4) さらに、電気事業制度の今後の制度設計の方針に従い利用することを原則とすることが規定された。

**2. その用途については、引き続き、国とも相談しつつ、検討していきたい。**

- (1) 今後の市場間値差収益についても、従来と同様に、「市場間値差積立金」に計上し、当面は、後述のとおり、経過措置の運用等に充てることを想定している。
- (2) いずれにしても、その用途については、頂いた御指摘や、諸外国の事例なども参考としつつ検討を行い、引き続き、国とも相談しつつ、検討していきたい。



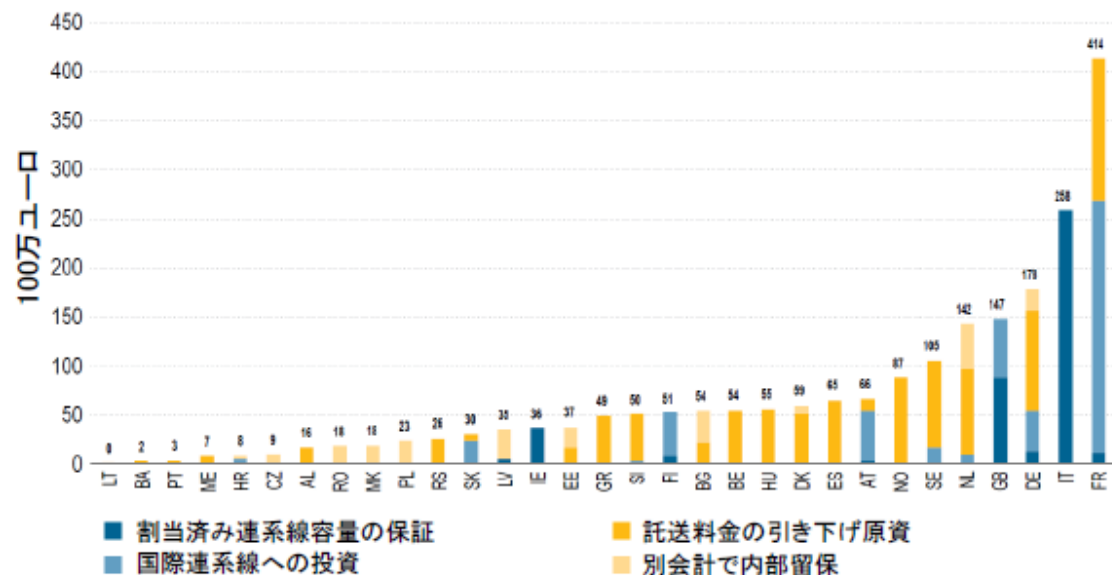
(市場間値差の管理)

- 第10条 スポット取引の売買の合わせの処理において、連系線の送電可能量の制約による市場分断処理を行った場合、分断した市場間で約定価格の差が生じ、その価格差に当該連系線の利用量を乗じて得られる金額が取引所の収入となる。これを市場間約定代金差額という。
2. 市場間約定代金差額は、年度毎に積み上げ、法人税相当額および本法人が別に定め公開する事務手数料相当額を控除した額を、本法人の貸借対照表資本の部の「市場間値差積立金」の項目に計上するものとする。なお、毎年度の市場間約定代金差額ならびに「市場間値差積立金」を利用する場合には、電気事業を所管する経済産業省の事前了承を得ることとする。
3. 毎年度の市場間約定代金差額ならびに「市場間値差積立金」については、電気事業制度の今後の制度設計の方針に従い利用することを原則とする。

## 連系線の混雑収入はどのように活用されているのか？

- ▶ 欧州各国の連系線の混雑収入の総額は23億ユーロ(約3,000億円)に達している。
- ▶ 2003年に制定された「EU国際電力取引規則」では、混雑収入の活用方法を(1)割当済みの連系線容量を保証すること(Firmnessの保証)、(2)国際連系線を建設・増強すること、(3)託送料金の引き下げの原資に利用することに限定。活用方法は各国で決定。欧州委員会としては、託送料金の引き下げよりも連系線の建設・増強に利用させたい方針。2009年の「改正EU国際電力取引規則」では、(3)よりも(1)及び(2)に対して優先的に利用することが規定された。
- ▶ システム運用者は混雑収入の利用方法を事前に策定、その実績を報告。規制機関は、EU規則に合致しているかどうかを検証する。
- ▶ 実際には、大部分の混雑収入は託送料金の引き下げ原資に活用されている。連系線の建設費用は託送料金を介して回収されてきたため、国内需要家に混雑収入を還元することは合理性を伴うとの指摘もある。

〔図〕欧州における混雑収入の活用方法(2014年時点)



〔出所〕ACERの資料から引用、一部加工

**御指摘3.** 原則として、小売事業者に経過措置を付すとする、小売事業者は、経過措置をもらいつつ、発電事業者との相対契約を打ち切ったり、厳しい条件を提示したり、といった行動ができてしまうため、両者の間の協議に悪影響が及びかねないのではないか。

1. 本年4月、電源への紐付けは廃止となったが、計画値同時同量制度の運用上、どの事業者から電気を調達しているかという情報は必要であるため、需要BGへの紐付又は発電契約者との紐付けは引き続き存在。
2. このため、現行ルール上、経過措置の付与対象となる小売事業者が、発電事業者(小売事業者が提出する連系線利用登録に登録された契約の相手先。)との相対契約を廃止し、他の発電事業者から電気を調達しようとする場合には、新たに連系線の利用登録が必要となり、とりわけ、間接オークションの導入後にあつては、経過措置の対象ではなくなる。
3. したがって、小売事業者が経過措置を受け取るためには、発電事業者の協力が必要条件となることから、必ずしも、御指摘のような事態とはならないと考えられる。
4. いずれにしても、後述のとおり、「考え方」を整理する方向で、検討を進めることとしたい。

**御指摘4.** 経過措置が不要という議論もあるが、システムの開発に3年はかかるのであろうから、3年もあれば十分という意見を、「経過措置が不要」と表現することは勘弁してほしい。

1. 今回、資料3のとおり、速やかな間接オークションの導入を目指す観点から、一定の条件を留保しつつ、施行時期については、最速で、およそ1年後、平成30年4月とすることが可能である旨、御提案させていただいた。
2. 以上を踏まえ、改めて、以下のとおり再整理をさせていただきたい。

|         |                |                            | 概要・ポイント                                                                                                                        |
|---------|----------------|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 経過措置は必要 | 形式要件に<br>応じて設定 | 【案1】<br>相対契約が存続する限り        | ○相対契約の存続期間に応じて経過措置を付与すれば、両事業者の収支に影響を与えずに差金決済契約に移行が可能との主張。<br>⇒相対契約への影響を重視した経過措置                                                |
|         |                | 【案2】電源投資回収期間(法定耐用年数(15年)等) | ○電源の投資回収期間に応じて経過措置を付与すれば、電源の運用計画等を変更せず、投資回収が可能との主張。<br>⇒投資回収への影響を重視した経過措置                                                      |
|         | 期限措置として<br>設定  | 【案3】<br>10年                | ○現行ルールに基づき、既に最大10年間の連系線利用登録を行い、供給計画等でもこれを前提とした計画を提出しているなど、これを織り込んで事業計画を立ててきた経緯があるため、これを維持すべきとの主張。<br>⇒投資回収も含む事業計画への影響を重視した経過措置 |
|         |                | 【案4】<br>3年                 | ○前回の議論において、御提案のあった案。                                                                                                           |
| 経過措置は不要 |                | 【案5】<br>およそ1年              | ○施行準備に一定の期間を要するとすれば、その期間を経過措置期間ととらえれば十分ではないかとの主張。<br>⇒公平性の確保を重視した経過措置                                                          |

# 論点1：経過措置の必要性和付与期間をどのように整理するか

3

|         |            |                            | 概要・ポイント                                                                                                                        |
|---------|------------|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 経過措置は必要 | 形式要件に応じて設定 | 【案1】<br>相対契約が存続する限り        | ○相対契約の存続期間に応じて経過措置を付与すれば、両事業者の収支に影響を与えずに差金決済契約に移行が可能との主張。<br>⇒相対契約への影響を重視した経過措置                                                |
|         | 時限措置として設定  | 【案2】電源投資回収期間(法定耐用年数(15年)等) | ○電源の投資回収期間に応じて経過措置を付与すれば、電源の運用計画等を変更せず、投資回収が可能との主張。<br>⇒投資回収への影響を重視した経過措置                                                      |
|         |            | 【案3】<br>10年                | ○現行ルールに基づき、既に最大10年間の連系線利用登録を行い、供給計画等でもこれを前提とした計画を提出しているなど、これを織り込んで事業計画を立ててきた経緯があるため、これを維持すべきとの主張。<br>⇒投資回収も含む事業計画への影響を重視した経過措置 |
| 経過措置は不要 |            | 【案4】<br>0年                 | ○施行準備に一定の期間を要するとすれば、その期間を経過措置期間ととらえれば十分ではないかとの主張。<br>⇒公平性の確保を重視した経過措置                                                          |

**御指摘5. ESCJが発足する前からの既得権益は、早急に見直すべきではないか。**

**1. 昔から利用登録がなされていた事業者は、先着優先の下では優位に位置付けられるのに対し、間接オークションへの見直しにより、連系線を利用できる蓋然性が低下する。**

- (1) 昔から利用登録がなされていた電源は、長きにわたり、値差リスクを負うことなく連系線を活用し、投資回収を行ってきた経緯があるため、このような電源は、相対的に短い経過措置で十分であるとの主張にも、首肯すべき部分がある。
- (2) しかしながら、これらの電源は、従来のルールでは、先着優先上、優位に位置付けられていたのに対し、間接オークションの下では稼働率が低下する可能性がある。
- (3) このような観点からは、こうした電源ほど、ルールの見直しに伴う影響が生じるため、この影響を緩和する観点からは、経過措置が必要という主張も考えられる。

**2. 事業者にとっては、電源投資を行い、資金を回収し、次の電源投資を行うという事業は、一連の行為。**

- (1) 事業者は、既に投資回収が済んでいる発電所についても、そこから得られる収益を積み上げることによって、リプレースのための原資を得ている。このような事業実態を前提とすれば、想定外の値差支出が発生することにより、リプレースに支障をきたすおそれがある。
- (2) このように、事業者の事業実態を踏まえれば、電源投資を行い、資金を回収し、次の電源投資を行うという事業は、一連の行為であると考えられる。
- (3) このため、電源投資が昔に行われたか、最近行われたか、という観点に着目した場合、両者に本質的な違いはないと考えられることから、利用登録が、昔に行われたか、最近行われたかの違いに応じて、経過措置期間を設定することは適切ではないと考えられる。



### 御指摘6. 連系線利用ルールの経過措置と、容量メカニズムは、無関係ではないか。

#### 1. 連系線利用ルールの経過措置と、容量メカニズムは、全く別のものという点は御指摘のとおり。

- (1) 連系線利用ルールの経過措置は、現行ルールの下で連系線の容量登録を行ってきた事業者に対して講ずる経過的な措置。
- (2) これに対し、容量メカニズムは、効率的に中長期的に必要な供給力を確保するための措置であり、両者の措置は全く別のものであるという点は、御指摘のとおり。

#### 2. しかしながら、なぜ経過措置が必要かという理由について、事業者からは、発電所への投資やその事業計画への影響配慮を求める声が多く聞かれたところ。

- (1) 本検討会では、経過措置の議論のため、なぜ経過措置が必要かという理由について、事業者ヒアリングを行ってきたところ、経過措置の必要性を主張する事業者からは、発電所への投資や、その事業計画への影響への配慮を求める声が多く聞かれた。

#### 3. たしかに、間接オークションの導入により、既存事業者にとっては、確実に電源の投資回収に影響が及ぶため、このような意見が述べられることは当然と考えられる。

- (1) 電源投資の観点からは、本年4月の電源紐付けの廃止や、FIT制度の導入に伴う再エネの急増など、電源の投資回収に影響の及ぶ制度変更が行われてきた。とりわけ、電源紐付けの廃止は、電源が全く稼働できなくなってしまう可能性をも生じさせるものであり、電源の投資回収には極めて大きな影響が及んだと考えられる。
- (2) これらの環境変化に加えて、新たに間接オークションを導入することにより、事業者は、市場間値差が発生する場合、値差に相当する負担を負わねばなくなる。
- (3) とりわけ、大きな市場間値差が発生することが見込まれるエリア間の取引を行っている事業者や、起動停止、燃料調達、他の経済活動の状況その他の様々な事情により、マストラン的な運転を行わなければならない電源を運用する事業者にとっては、大きな金銭的な負担が発生し、電源の投資回収に影響が及ぶと考えられるため、上記のような意見が述べられることは当然と考えられる。



### 4. これらの御意見に対し、電源の投資回収を完全に担保する措置を講じようとするれば、様々な事情に応じた経過措置の設定が必要となるが、このような設定は現実的に困難。

- (1) これらの御意見に対し、電源の投資回収を完全に担保する措置を講じようとしても、電源や燃種ごとに技術的性能や投資回収期間は異なり、事業者ごとに燃料調達の状況や他の経済活動との関係も異なり、更には、電気の卸売に係る相対契約の内容も、契約ごとに異なると考えられる。
- (2) このため、個別事情に応じて電源の投資回収を担保する経過措置を設定することは、現実的に困難と考えられる。

### 5. また、「中間とりまとめ」の整理のとおり、現行ルールは、公平性・公正性の問題があることが明らかであり、電源や契約が存続する限り、経過措置を付与し続けることも適切とはいえない。

- (1) また、本年4月から、電源紐付けが廃止となり、自由に電源の差し替えができるようになったことを踏まえれば、公平性・公正性の観点から、現行ルールの見直しが必要である点は、「中間とりまとめ」の整理のとおり。
- (2) それにもかかわらず、電源が存続する限り経過措置を付与し続けることも適切ではない（例えば、既存の連系線利用登録者が、経過措置を受けるために老朽電源を維持し続け、電源を差し替えて利益を得ることも可能となってしまう。）。
- (3) このため、電源や契約が存続する限り、経過措置を付与し続けることも適切とはいえない。

### 6. さらに、前回の御議論のとおり、制度改正があった場合であっても、直ちに経過措置が必要とはいえないため、経過措置を設けるとすれば、どのような必要性があって設けるのかという考え方の整理が極めて重要。

- (1) 前回の御議論のとおり、税制などの制度改正によって、過去に投資を行った者に不利益が及ぶことは、一般的に起こり得ることであり、このような場合に、直ちに、新規事業者との比較において、過去に投資を行った者を有利に扱わなければならないという議論になるわけではない（仮に、このような議論となる場合には、過去に投資を行った者に有利となる制度改正がある場合には、過去に投資を行った者を不利に扱うことが必要と言う議論となってしまう。）。
- (2) このため、ルールの見直しを行う際に、経過措置を付与する場合には、どのような必要性があって、これを付与するのかという考え方の整理が極めて重要と考えられる。

### 7. 以上のような議論を重ねた上で、電力システムにとって、本質的な問題は何かと考えれば、将来的に電源投資が行われなくなることであると考えられる。

- (1) 発電所の投資回収期間は、一般的に、十数年～数十年といった長期間に及ぶ中で、十分な経過措置なしにルールの見直しを行えば、事業者に対し、今後も投資回収に影響を及ぼすルールの見直しが経過措置なしに行われるだろうという予見性を与え、ひいては今後の発電所への投資意欲を減退させるおそれがある。
- (2) 今般の連系線利用ルールの見直しに際し、なぜ経過措置が必要となるかと考えた場合、電力システムにとって本質的な問題は、将来的に電源投資が行われなくなることであると考えられ、とりわけ、安定供給体制の抜本強化のために設立されたという広域機関の出自にかんがみれば、なおさら、今後の電源投資への影響を軽視することは困難。

### 8. この観点からは、今般の経過措置も、容量メカニズムも、投資環境整備という意味において、結果として、同じ効果を期待する仕組みであるため、両制度が併存する場合には、整合性を確保することが必要。

- (1) このように考えた場合、今般の経過措置は、投資回収期間が長いという発電所の特徴にかんがみ、今後とも適切に発電所への投資が行われるようにするための投資環境整備のために講ずる措置と考えられる。
- (2) これに対し、容量メカニズムは、上記1. のとおり、制度の創設趣旨や制度の対象が異なるため、直接的な関係がないという御指摘はもっともではあるものの、ここまで考えた場合には、投資環境整備という観点から、結果として、同じ効果を生む仕組みとなるため、両制度が併存する場合には、整合性を確保することが必要であると考えられる。

### 9. なお、前回の議論を踏まえ、表現を改めさせていただいた。

- (1) なお、前回の資料では、「経過措置の在り方については、容量メカニズムの具体的な仕組みが明らかとなった時点で、抜本的な見直しが必要ではないか。」としていたところ、前回の御議論を踏まえ、今回、表現を改めさせていただきたい。

#### 【市村委員】

○容量メカニズムが導入されると抜本的な見直しが必要かどうかは、その中身次第になると思う。細かい点ではあるが、抜本的な見直しというよりも、抜本的な見直しも含めた検討が必要、とすべきである。

#### 【秋元委員】

○経過措置という部分と容量メカニズムがあとで導入されることで抜本的に変えるという議論は少し違う。まったく関係しないというわけではないが、「抜本的な見直し」が必要という言葉は、言葉としておかしいと思うので直していただきたい。

### 御指摘7．経過措置の期間について

- (1) システムの開発に3年はかかるのであろうから、3年もあれば十分。
- (2) 10年などという経過措置が認められるのであれば、逆に容量メカニズムが出てきたら、投資を行った時点では想定していなかった利益を得た場合には、返還すべきという議論を行うべきではないか。
- (3) 10年という議論はあり得るのではないか。
- (4) いつから起算して10年かという議論もあるのではないか。
- (5) 契約期間が存続するかぎり、経過措置は必要。



**次頁以降にて、経過措置の在り方(案)を整理**

## 1. 必要性

- (1)「中間とりまとめ」の整理のとおり、現行の先着優先ルールは、公正性・公平性の観点から、課題に直面しているため、速やかに見直しが必要。
- (2)一方、広域機関は、東日本大震災の教訓を踏まえ、我が国の安定供給体制を抜本的に強化するために設立され、短期・長期の需給の状況が悪化するおそれがある場合は、電気事業者に対する電気の供給等の指示や、発電所の維持・建設者を募集する業務等を担っている。
- (3)このような観点からは、連系線利用ルールの見直しを行った後も、引き続き、電気の需要に応じて、適切に発電所への投資が行われるような環境整備が必要である。

## 2. 目的

- (1)あらゆる制度変更に伴い、プラス面にもマイナス面にも、投資回収への影響が発生すると考えられるが、間接オークションの導入に当たっては、市場間値差に相当する費用が、明確な追加費用として発生する。
- (2)また、発電所の投資回収期間は、一般的に、十数年～数十年といった長期間に及ぶ。
- (3)こうした中、十分な経過措置なしにルールの見直しを行えば、事業者に対し、今後も投資回収に影響を及ぼすルールの見直しが経過措置なしに行われるだろうという予見性を与え、ひいては今後の発電所への投資意欲を減退させるおそれがある。
- (4)このため、将来、発電所への投資を行おうとする者への投資意欲を維持し、今後とも適切に発電所への投資が行われるような環境を整備することを目的として、経過措置を設けるものとする。

- (1)電気事業者は、電気事業法に基づき、向こう10年間の供給計画の提出が求められている。また、現行の先着優先ルールにおいて、現時点、最長10年間の利用登録を認めている。
- (2)一方、広域機関では、本年4月より、連系線利用ルールの見直しについて検討を開始し、国の審議会の場でも、検討状況の報告・公表を行ってきた。
- (3)このため、発電所の投資回収期間は、一般的に長期間に及ぶという特徴を有することを背景としつつ、事業者が10年間の供給計画を策定し、10年間の連系線利用登録を行っている事実にかんがみ、最長で、平成38年3月まで(本検討を開始した平成28年4月から起算して10年間)とする。
- (4)ただし、現在、国において、既存電源の固定費回収や新規電源投資の促進の課題に対し、容量メカニズムの導入が検討されているところ。また、上記2. に掲げる目的を達成する観点からは、連系線利用ルールの経過措置によって期待する効果と、容量メカニズムが導入に伴って期待される効果が、結果として、同一の方向性となる可能性がある。
- (5)さらに、国においては、ベースロード市場の創設が議論されているところ、この詳細設計によっても、発電所への投資意欲に影響を及ぼす可能性がある。
- (6)このため、電源投資に大きな影響を与える制度変更等(容量メカニズムの導入等)があった場合には、経過措置の在り方について、その必要性を含めた検討を行う。
- (7)なお、経過措置は、間接オークションの導入とともに開始するものとする。
- (8)また、経過措置が終了すれば、基本的に全ての事業者が市場間値差のリスクを負うこととなる。加えて、ベースロード市場が複数のエリアにまたがる形で創設される場合には、その利用者も同様のリスクを負うこととなる。  
このため、経過措置の終了やベースロード市場の創設に先立って、新規の間接的送電権等の発行など、市場間値差リスクをヘッジするため仕組みを整えるべく、速やかに準備を進めていくものとする。



#### 4. 対象

(1) 原則として(※)、現行の先着優先ルールの下、既に連系線利用登録を行っている小売事業者を対象とする。

(※) 例外として、供給先未定の段階で、発電事業者が登録を行っている場合がある。この場合であっても、空押さえを防ぐ観点から、実需給の2年前のタイミングで、供給先となる小売事業者に対して、当該登録を承継する仕組み。経過措置においても、同様の仕組みで、小売事業者に対し、従来の連系線利用登録に準じた登録の承継を行うものとする。

(2) ただし、連系線利用登録に登録された契約の相手先との間で合意が得られる場合は、当該相手先に付与することも可能とする。

#### 5. 内容

(1) 経過措置の対象事業者は、経過措置期間中、間接オークションの仕組みの下、従来と等価な相対契約(差金決済契約)を締結することができるものとする。

(2) 具体的には、経過措置期間中、基本的に、

- ・経過措置の対象となる小売事業者が、従来の連系線利用計画に準じた登録(※1)を行い、この量をスポット市場へ応札し、約定した場合であって、
- ・当該連系線利用計画に記載された電気の調達元(発電契約者又は小売事業者)が、同量をスポット市場に応札した場合、
- ・事後的に、市場間値差相当分(※2)が、JEPXとの間で精算される措置を講ずる、

という方向性で、更に技術面・システム面等から、詳細検討を行うものとする(⇒P23参照)。

(※1) ただし、連系線を利用する地位又は権利が付与されるものではない。

(※2) 経過措置対象事業者又はその電気の調達元が、①価格の安い市場で電気を販売し、価格の高い市場で購入する場合に要する費用、②又は価格の高い市場で電気を販売し、価格の安い市場で購入する場合に得られる収益に相当。

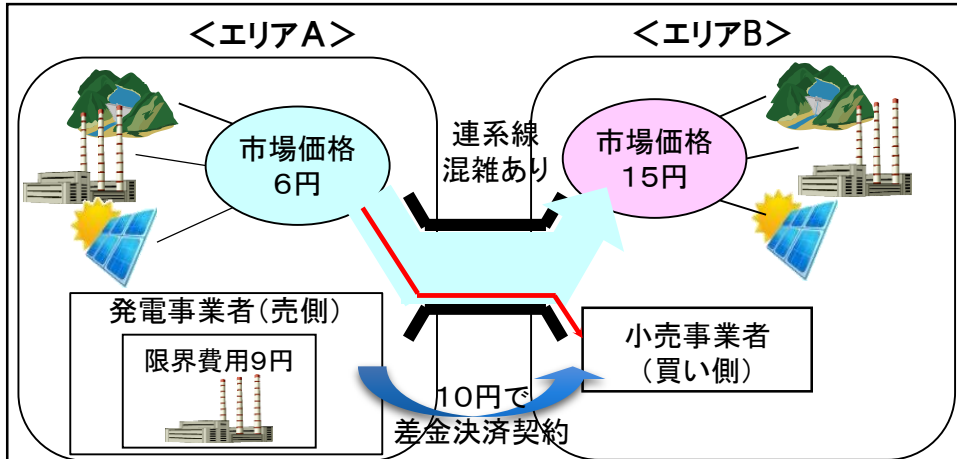


#### 6. 位置付け

- (1) 現在、JEPXは、その業務規程に基づき、市場分断処理を行った場合、分断した市場間の価格差に、連系線の利用量を乗じて得られる金額(JEPXが、価格の安い市場で電気を購入し、価格の高い市場で販売することによって得られる対価に相当。)を「市場間値差積立金」の項目に計上。
- (2) 経過措置は、上記2. の目的を達成するため、経過措置の対象事業者が、JEPXルールに基づき、電力の対価として、JEPXから市場間値差相当分を受け取り、又はJEPXに対して支払う措置とする。
- (3) 経過措置期間中、JEPXは、上記5. に掲げる精算を行うため、「市場間値差積立金」から必要な額を支払い、又は受領した額を「市場間値差積立金」に積み上げるものとする。

#### 7. その他

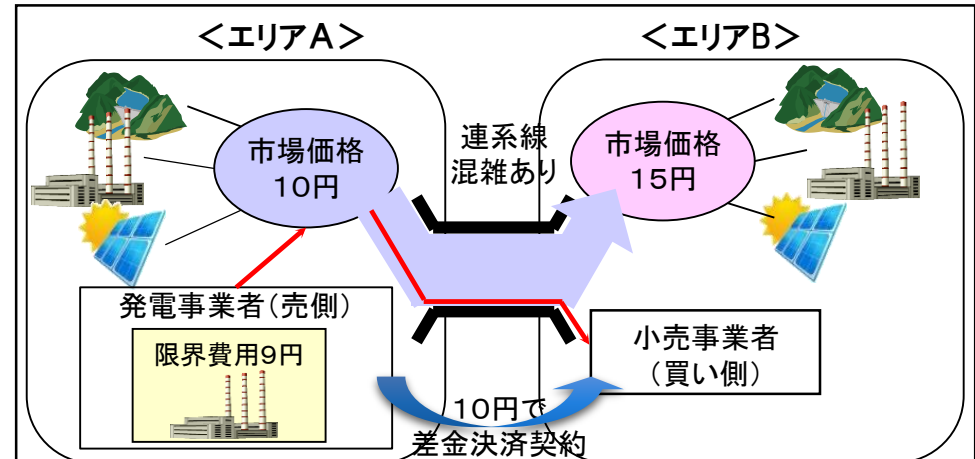
- (1) 広域機関及びJEPXは、
- ① 事業者間の契約見直しに伴う利益配分の協議の円滑化を促すとともに
  - ② 正当な理由なく電源差し替えを妨げることその他の適切でない行為を抑制する観点から、「連系線利用ルールの見直しに係る経過措置対象事業者の望ましい行為・望ましくない行為の考え方(仮称)」について、今後検討を行い、国とも相談の上、整理を行うものとする。



○発電事業者は、限界費用で応札を行うことにより、**自社電源の稼働はない**。しかしながら、発電事業者は、従来の相対契約と比較して、**発電事業者は、差益を獲得可能**。(システム全体の経済性の観点からは、望ましい運用。)

○小売事業者は、入札の結果、市場から必要量の電気を調達。

○発電事業者が市場に対して「売り応札」を行い(発電事業者については、約定するか否かにはよらない。)、小売事業者が市場において約定した電力量に関し、経過措置対象小売事業者は、**JEPXから補填を受け取ることができる**。



○発電事業者は、限界費用で応札を行うことにより、**自社電源が稼働**する。(システム全体の経済性の観点からは、望ましい運用。)

○小売事業者は、入札の結果、市場から必要量の電気を調達。

○発電事業者が市場に対して「売り応札」を行い(発電事業者については、約定するか否かにはよらない。)、小売事業者が市場において約定した電力量に関し、経過措置対象小売事業者は、**JEPXから補填を受け取ることができる**。

## 既存契約見直しについての基本的な考え方

- 既存契約の見直しについては、当該契約によって生じうるシステム全体としての非効率や不公平等を解消する方向で、原則事業者間の協議を通じて、行われることが望ましい。
- しかしながら、見直し項目毎に利害が対立する結果、①協議が円滑に進まない、②見直した結果が非効率や不公平等を解消しないといった事態が発生することもある。
- そのため、協議の円滑化を図る等の観点から、より効率的かつ公平な事業運営を可能とするための環境整備を行う必要があるのではないか。
- 具体的には、例えば、見直し協議に際して、国等が基本的な考え方を指針等として示し、当該指針をベースに事業者が詳細な協議を行うことを求めて行く等の措置が考えられるのではないか。

### 【事業者間の見直し協議（イメージ）】

